

福岡県公報

平成二十八年六月二十八日
第三千八百四号
増刊
①

目次

条 例 (第三十一号―第三十七号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ……………二

○グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) ……………三

○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例 (消防防災指導課) ……………四

○福岡県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (保健衛生課) ……………五

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) ……………五

○福岡県幼児保育連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) ……………六

○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (公園街路課) ……………六

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例 (総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する等の法律の制定に伴い、法人県民税の法人税割の税率の引下げ及び法人事業税の税率の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (総務部税務課)

1 所得税法等の一部を改正する法律の制定による租税特別措置法及び総合特別区域法の一部改正により、国際戦略総合特別区域における課税の特例措置の一部が廃止されたことを踏まえ、不動産取得税に係る課税免除の要件の見直しを行うこととした。
2 この条例は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例 (総務部防災危機管理局消防防災指導課)

1 大規模な災害による被災者の経済的負担の軽減を図るため、当該被災者の日常生活の回復等に資する使用料及び手数料の免除等の措置を講ずることとした。
2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例は、廃止することとした。

◇福岡県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部保健衛生課)

1 旅館業法施行令の一部を改正する政令の制定により、簡易宿所営業の客室の延床面積に係る構造設備の基準が緩和されたことに伴い、簡易宿所の客室の定員の基準について見直しを行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (福祉労働部子育て支援課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の職員配置に係る特例について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県幼児保育連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の制定に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例について定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である太宰府市が処理することを可能とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

条例

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十一中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第二十条の三十第七項を次のように改める。

7 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七十三条第一項第二号若しくは第七号に規定する者又は同法第百十八条の七第一項第二号(同法第百十八条の二十五の

第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号若しくは第八号に規定

する宅地、借地権若しくは建築物若しくは指定宅地若しくはその使用収益権又は同法第百十八条の七第一項第三号(同法第百十八条の二十五の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する宅地、借地権若しくは建築物(第二号において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除する。

一 次に掲げる価額(都市再開発法第百三十三条第一項又は第百十八条の二十三第一項(同法第百十八条の二十五の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む)次号において同じ。)の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額

イ 都市再開発法第七十三条第一項第四号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額

ロ 都市再開発法第七十三条第一項第九号に規定する個別利用区内の宅地又はその使用収益権の価額

ハ 都市再開発法第百十八条の七第一項第三号に規定する建築施設の部分の価額

ニ 都市再開発法第百十八条の二十五の第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額

二 従前の宅地等の価額(都市再開発法第七十二条の権利変換計画において定められ、又は同法第百十八条の二十三第一項の規定により確定した価額をいう。)の合計額

第二十条の三十第八項第二号中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第二十二号」に改める。

付則第四条の三の次に次の一条を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第四条の四 知事は、平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の県民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律を

いう。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。)の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として施行令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第二十条の四の規定による法第三十四条に規定する医療費控除額の控除については、その者の選択により、第二十条の四中「雑損控除額、医療費控除額」とあるのは「雑損控除額」と、「基礎控除額」とあるのは「基礎控除額並びに法附則第四条の四第一項の規定により読み替えて適用する法第三十四条第一項第二号の規定によつて控除すべき金額」として、同条の規定を適用することができる。

付則第七条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(法人の事業税の税率の特例)」を付する。

付則第七条の二の二を削り、付則第七条の二の三を付則第七条の二の二とする。

付則第八条第十四項中「(昭和三十五年法律第百四十五号)」を削る。

付則第十二条の二の五第二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第十二条の二の五第二項の改正規定及び次条第二項の規定 平成二十九年一月一日
- 二 付則第四条の三の次に一条を加える改正規定、付則第八条第十四項の改正規定及び次条第一項の規定 平成三十年一月一日
- 三 第二十条の三十第七項及び第八項第二号の改正規定並びに附則第四条の規定 都

市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十二号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の福岡県条例(以下「新条例」という。)付則第四条の四の規定は、平成三十年以後の年度分の個人の県民税について適用する。

2 新条例付則第十二条の二の五第二項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の十一の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の福岡県条例付則第七条の二の二の規定の適用については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例第二十条の三十第七項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例(平成二

十四年福岡県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「法第二十六条第一項に規定する課税の特例の適用がある」に改め、各号を削る。

附則

この条例は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十五号)の施行の日から施行する。

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、大規模な災害により被害を受けた者に対し使用料及び手数料の免除等の措置を講ずることにより、その者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(災害の指定)

第二条 知事は、大規模な災害が発生した場合において、当該災害により被害を受けた者の経済的負担の軽減を図る必要があると認めるときは、当該災害をこの条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定するものとする。

(免除)

第三条 知事は、前条の規定により指定した災害により被害を受けた者(次条において「被災者」という。)に対し、別表に掲げる使用料又は手数料を免除することができる。

(還付)

第四条 知事は、被災者が別表に掲げる使用料又は手数料を既に納入しているときは、当該被災者に対し、これを還付することができる。

(補則)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の廃止)
- 2 東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成二十三年福岡県条例第二十六号)は、廃止する。

別表(第三条、第四条関係)

- 一 福岡県消防関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第八号)別表七の項及び一三の項に掲げる手数料
- 二 福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)別表一の四の項、三八の項、四八の五の項、五二の項、五六の項、五七の項、六九の項、一一一の項、一四六の二の項、一五〇の項、一六〇の項、一六七の五の項、一七四の項及び一七五の項に掲げる手数料
- 三 福岡県職業能力開発関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十三号)別表二の項及び五の項に掲げる手数料
- 四 福岡県商工関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十六号)別表三の四の項、一三の項、二七の項、三〇の項、四七の項及び六五の項に掲げる手数料
- 五 福岡県農林水産関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十八号)別表第一の四の項、一〇の項及び四〇の項に掲げる手数料
- 六 福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)別表四二の三の項に掲げる手数料
- 七 福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)第一条第二項から第六項までに規定する入学選考料、入学料、聴講料及び後期課程進級料
- 八 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)第一条第一項に規定する入学料及び受講料
- 九 福岡県美術銃砲刀剣類登録等手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十五号)第二条の表二の項に掲げる手数料
- 十 福岡県教育職員免許状関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十七号)第二

条の表一三の項に掲げる手数料

十一 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）第七條第一項第二号、第九條第一項第五号、第十一條第一項第六号及び第十二号、第十二條の二第一項第六号、第十四條第一項第四号、第十六條第一項第二号、第九号、第九号の六及び第十三号並びに第十六條の二第一項第二号に規定する手数料
十二 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして規則で定める使用料及び手数料

福岡県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十四号

福岡県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡県旅館業法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「一人」の下に「。ただし、客室の延床面積が三十三平方メートル未満の施設（省令第五条第一項第一号から第四号までに掲げる施設を除く。）にあつては、その延床面積三・三平方メートルにつき一人とする。」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十五号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第

五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第七号口の表中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

第五十四条第二項第五号、第六十条第一項第九号及び第七十八条第一項第八号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則第五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特別）」を付する。

附則第八条を附則第十二条とし、附則第七条を附則第十一条とし、附則第六条を附則第十条とし、附則第五条の次に次の四條を加える。

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第四十六条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみな

することができる。

第九条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第五条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないものとした場合において第四十六条第二項の規定により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十六号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表備考第一号中「。以下この号」の下に「及び附則第五条」を加える。

附則第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）」を付する。

附則第五条を附則第九条とし、附則第四条を附則第八条とし、附則第三条の次に次の四条を加える。

第四条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六

条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下この条並びに附則第六条及び第七条において「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

第五条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第七条において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第六条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十七号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「宗像市」の下に「、太宰府市」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表四三の項下欄中「宗像市」の下に「、太宰府市」を加える。